

(第1面)

| | |
|---|---------------------------|
| 特別管理産業廃棄物処理計画書 | |
| 令和2年 8月 6日 | |
| 兵庫県知事 殿 | |
| 提出者 | |
| 住所 兵庫県たつの市神岡町東薺崎388 | |
| 氏名 リンテック株式会社 新宮事業所 森實 志夫 | |
| (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | |
| 電話番号 0791 (65) 1515 | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。 | |
| 事業場の名称 | リンテック株式会社 新宮事業所 |
| 事業場の所在地 | 兵庫県たつの市神岡町東薺崎388 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |
| ①事業の種類 | 1834 工業用プラスチック製品加工業 |
| ②事業の規模 | 86億4千万 |
| ③従業員数 | 139人 |
| ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 | 処理計画 別紙添付 図2. 産廃物処理フローシート |

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

処理計画 別紙添付 図3 環境管理組織一覧表

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| | | | |
|-----|---|------------|---|
| ①現状 | 【前年度（令和 1年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 排出量 | 117 t | t |
| | (これまでに実施した取組) 各機械別に排出量を調査し、工程内作業洗浄に関して洗浄手順の見直しを実施、溶剤使用量の削減をおこなった。 洗浄に使用する溶剤の必要最低使用量を調査し、使用量の削減をおこなった。 | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 排出量 | 116 t | t |
| | (今後実施する予定の取組) 生産計画にて、同系統コート剤のまとめ塗工による、糊替え回数の削減。 最低必要製糊量の分析と把握による処理糊量の排出量削減。 | | |

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

| | |
|-----|---|
| ①現状 | (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油・・・(廃油・廃ウエス)での2分別化保管。 |
| ②計画 | (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油・・・(廃油・廃ウエス)での2分別化保管の継続。 |

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

| | | | |
|-----|-----------------------|------------|---|
| ①現状 | 【前年度（令和 1 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 | - t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| - | | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 | - t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| - | | | |

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

| | | | |
|-----|--------------------------|------------|---|
| ①現状 | 【前年度（令和 1 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 | - t | t |
| | 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 | - t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| - | | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 | - t | t |
| | 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 | - t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| - | | | |

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

| | | | |
|-----|-----------------------|------------|---|
| ①現状 | 【前年度（令和 1 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 | - t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 | - t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

| | | | |
|-----|---|------------|---|
| ①現状 | 【前年度（令和 1 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 全処理委託量 | 117 t | t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | 117 t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | - t | t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | - t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | 117 t | t |
| | (これまでに実施した取組) 各機械別に排出量を調査し、工程内作業洗浄に関して洗浄手順の見直しを実施、溶剤使用量の削減を行いました。洗浄に使用する溶剤の必要最低使用量を調査し、使用量の削減を行いました。 | | |

| | | | |
|-------------------|---|------------|---|
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 7000 引火性廃油 | |
| | 全処理委託量 | 116 t | t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | 116 t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | - t | t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | - t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | 116 t | t |
| | <p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、塗工工程において塗工残液の削減 生産計画にて、同系統コート剤のまとめ塗工による、糊替え回数の削減。 <p>最低必要製糊量の分析と把握による処理糊量の排出量削減。</p> | | |
| 電子情報処理組織の使用に関する事項 | 【前年度（令和 1 年度実績）】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) | 117 | t |
| | <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>電子マニフェストにて運搬・中間・最終処理の動向を監視する。</p> | | |
| ※事務処理欄 | | | |

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和2年度 特別産業廃棄物処理計画

リンテック株式会社 新宮事業所

1. 会社概要

- (1) 社 名 : リンテック株式会社(LINTEC Corporation)
- (2) 本社所在地 : 〒173-0001
東京都板橋区本町23-23
- (3) 設 立 : 1934年(昭和9年)10月15日
- (4) 資 本 金 : 232億49百万円(2020年3月31日現在)
- (5) 従 業 員 : 連結…4,948人 単独…2,584人(2020年3月31日現在)
- (6) 売 上 高 : 連結:2,407億27百万円 単体:1,598億37百万円(2020年3月期)
- (7) 事 業 年 度 : 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- (8) 取 引 銀 行 : みずほ銀行・三井住友銀行・三菱東京UFJ銀行・りそな銀行
- (9) 決 算 日 : 3月31日
- (10) 事 業 内 容 : 粘着素材、粘着関連機器、特殊紙、剥離紙、剥離フィルムなどの開発・製造・販売

2. 当事業所に於いての事業概要

- (1) 事業所名称 : リンテック株式会社 新宮事業所
- (2) 事業所所在地 : 〒679-4109
兵庫県たつの市神岡町東鷺崎388
- (3) 従業員数 : 139名(2020年3月31日現在/協力会社従業員を含む)
- (4) 生産品目 : 光学関連粘着製品の製造
- (5) 製品出荷額 : 86億4千万(2020年3月期)
- (6) 製造フローシート : 別紙添付 図1.
- (7) 廃棄物処理フローシート : 別紙添付 図2.
- (8) 環境管理組織一覧表 : 別紙添付 図3.
- (9) 連絡先
担当者 : リンテック株式会社 新宮事業所
製造部製造課 調査役
電話番号 : (0791) - 65 - 1515(代表)
- (10) 計画期間 : 平成2年4月1日 から 令和3年3月31日まで

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織

| | | |
|-------|-------------------------|---|
| | 総括責任者 | 所属：新宮事業所 新宮事業所 所長 |
| | 環境管理責任者 | 所属：新宮事業所 新宮事業所 所長付係長 |
| 廃棄物担当 | 産業廃棄物 | 組織名：製造部製造課 産業廃棄物処理責任者 製造部製造課 調査役 |
| | 特別管理産業廃棄物 | 組織名：製造部製造課 特別管理産業廃棄物責任者 製造部製造課 課員 |
| | 環境管理責任者 | ○環境マネジメントシステムの確立、実施及び維持管理 ○環境管理文書の策定・改定の承認 |
| | サイト実行組織委員会 (環境管理委員会) | ○環境マネジメントシステム(産業廃棄物処理管理)運用に関する諸項目 ①環境マネジメントシステム文書の審議 ②環境目標の審議(廃棄物を含む) ③環境管理計画の審議 ④環境マネジメントシステムの年次実績報告 ○環境管理計画の一環として各部署が策定する廃棄物削減計画について環境マネジメントシステムで運用と実績について報告する。 ①委員長…事業所長 ②委員 …所長により選任された者と法的責任者 ③事務局…所長により選任された者 |
| | 廃棄物処理管理担当課長 | ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ○契約書の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員・関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項 |

(2) 環境管理組織：別紙添付 図3.

(3) 管理体制の強化

①管理体制

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するためサイト実行組織委員会を編成する。

②管理方法

方針管理展開実績表で月次の実績を報告し進捗管理する。

- ・産廃フィルム引取り量削減。
廃棄物を回避する為、廃棄物発生工程において、廃棄物の仕分けをおこないリサイクルへの取り組み強化を実施する。(有価物への転換、サーマルリサイクル)
- ・廃ウエス、廃フィルターの削減。
廃棄物発生部署において、工程改善に取り組み、廃棄物削減を目指す。
- ・廃油(特別管理産業廃棄物)の削減。
塗工工程において塗工残液の削減に取り組み、廃棄物削減を目指す
- ・廃油(特別管理産業廃棄物)、塗工計画変更による(まとめ塗工)排出量の削減。
- ・塗工計画変更による(まとめ塗工)工程切り替え回数を削減(排出量)の削減。

(4) 教育・研修

環境マネジメントシステムに定める教育訓練の手順に従い、廃棄物処理と管理に関する事項について定期的に又、必要に応じて教育訓練を実施する。

(5) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保する為、廃棄物の発生、分別、再利用状況について情報の公開に努める。

4. 廃棄物の処理に関する事項について

(1) 基本事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境対策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。(電子マニフェストでの対応) 立入調査による処理状況の確認実施。
- ③最終処分量の削減、再利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。又、これらの処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④廃棄物処理について以下の事項を実施、関連会社にも必要な指導を行う。

| | |
|------|---|
| 発生抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・工程内リサイクルを推進する ・発生抑制を考慮した製造方法を検討する |
| 再利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源化、燃料利用を推進する ・再生利用ルートを確保する(2社以上) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する ・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する |

(2) 特別管理産業廃棄物処理の状況

当工場から発生する産業廃棄物は塗工工程から排出される廃ウエス、廃フィルターと廃油である。発生量は令和2年度実績で廃油、廃ウエス、廃フィルターは 117tの排出であった。令和1年度、排出量目標 117t ⇒ 実排出量 117tとなった。目標と同数量の排出量となった。

令和2年度排出量に対し(令和2年度排出量117t)、目標設定1%減を目指し116tを目標とする。生産計画での効率化(効率の良い生産計画)を図り産業廃棄物の削減を推進する。

5. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

単位:トン/年

| 廃棄物の種類 | 廃棄物量 | 産業廃棄物発生量目標 | 具体的取組 |
|--------|---------|------------|-------------------|
| | (令和2年度) | (令和3年度) | |
| 廃油 | 117 | 116 | 生産計画での効率化・回収溶剤燃料化 |

令和2年度 排出量 117t

6. 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

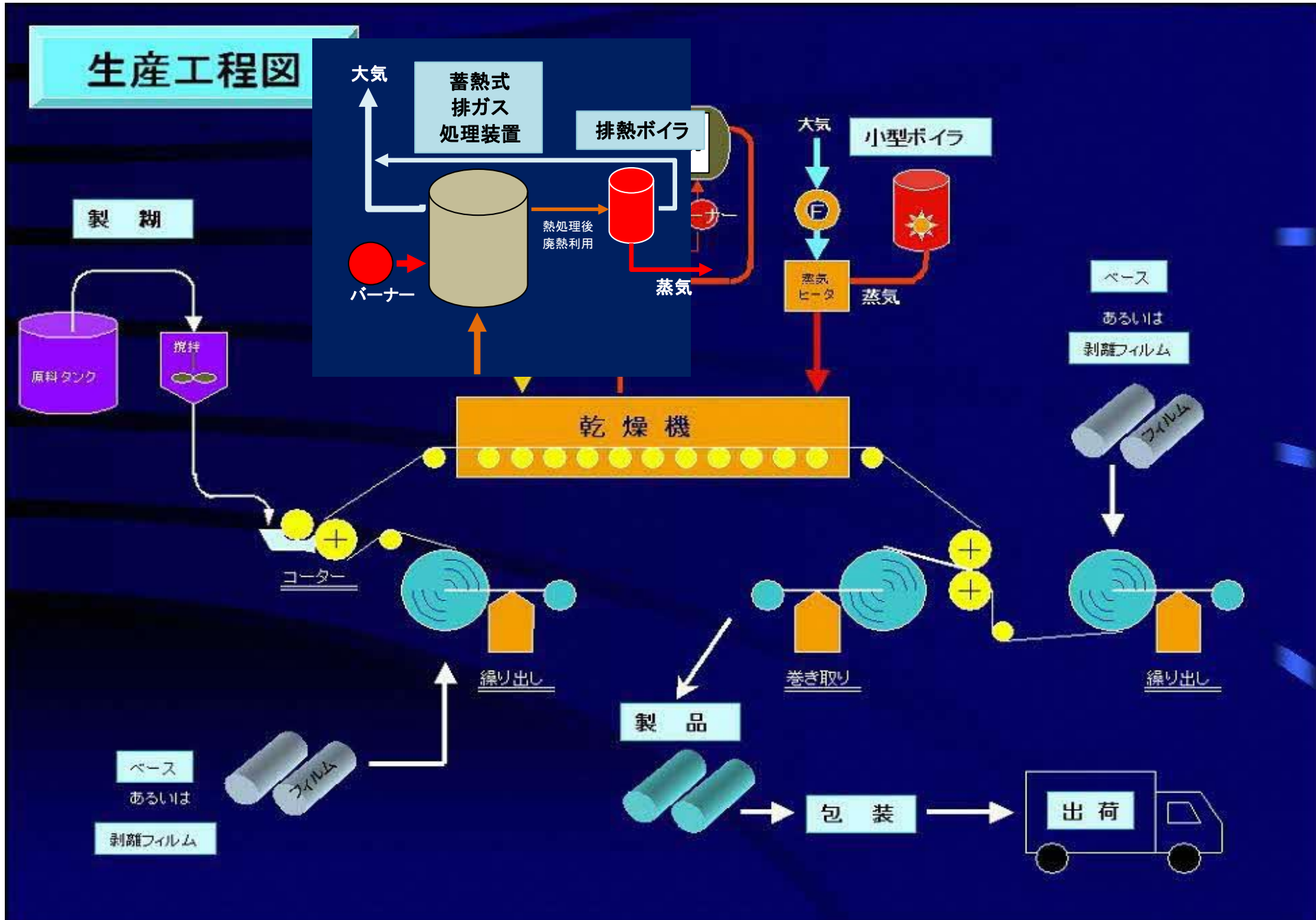
(1) 廃油、濃度分けによる再生利用への推進(15%目標)

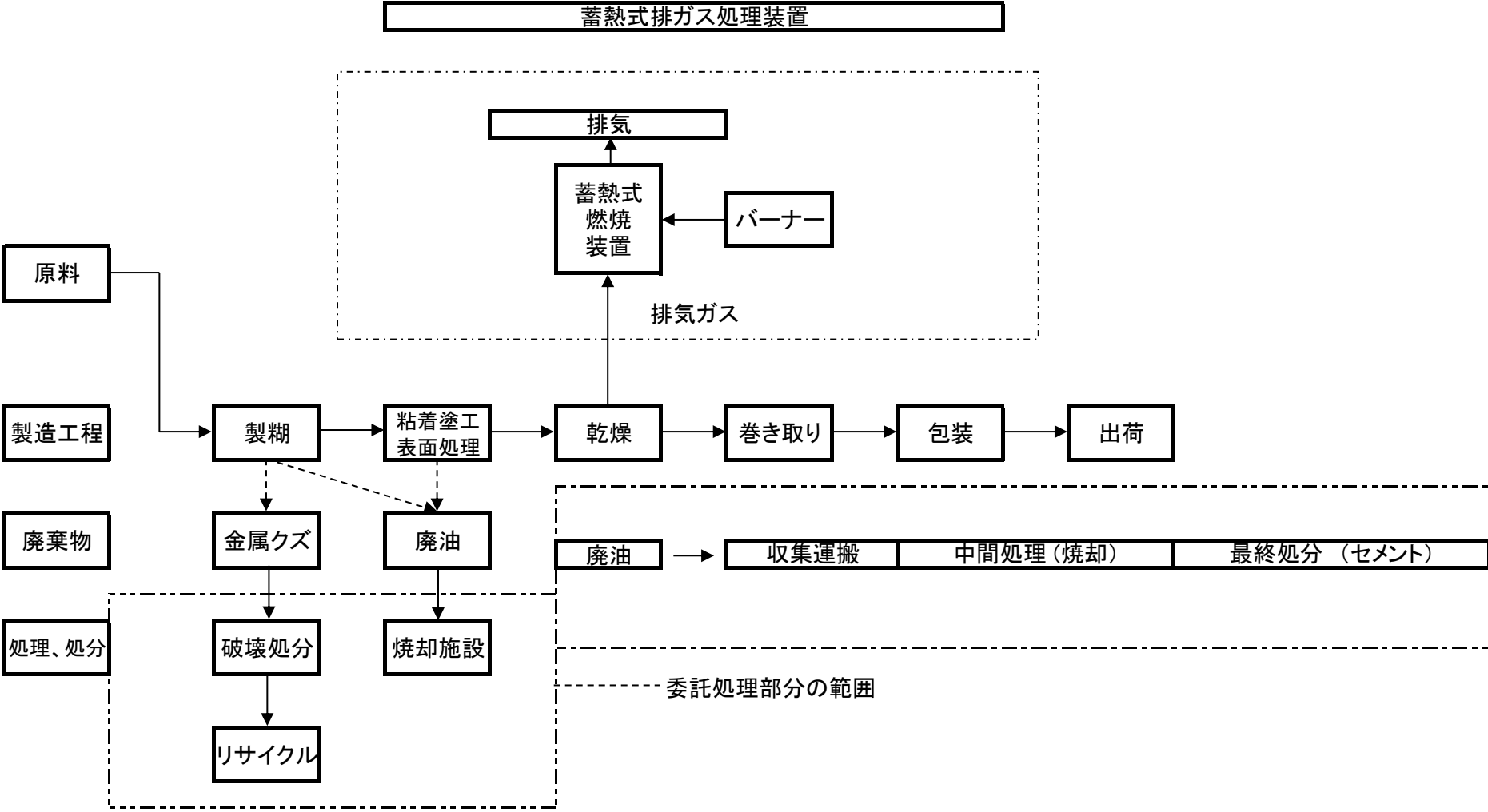
1)濃度別に廃油を区分し、外部会社による蒸留処理を計画、リサイクルへの推進を計る。(有価処理)

単位:トン/年

| 廃棄物の種類 | 産業廃棄物発生量 (令和2年度) | 令和3年度 計画 | | |
|--------|---------------------|-----------|--------------|--------|
| | | 自己直接再生利用量 | 自己中間処理後再生利用量 | 再生利用量計 |
| 廃油 | 117 | 0 | 0 | 17 |

製造フローシート：添付 図1.





ISO14001 組織一覽表

